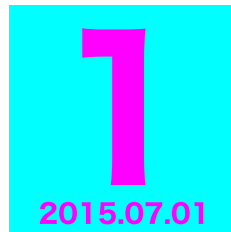


青森県建築士会下北支部 支部だより



不定期発行

事務局

〒035-0067

青森県むつ市十二林4番15号

西堀建築設計事務所内

0175-22-2483

●7月1日は建築士の日

公益社団法人日本建築士会連合会は建築士法施行の日である7月1日（昭和25年）を「建築士の日」と制定しています。（昭和62年10月2日） 建築士の地位・活動を社会に広くPRし、われわれ自身も改めて建築士の意識を再確認する日となっています。

●野辺地大会開催（「建築士の日」記念大会）

6月27日と28日の2日間にわたり、野辺地支部の主管により野辺地町内で開催されました。残念ながら「親善ゴルフ大会」は暴風雨のため中止になりましたが、「こんな家に住んでみたい！『青森の住宅』コンテスト」「野辺地史跡めぐり見学会」は無事行われました。午後5時からまかど観光ホテルにて「大会記念式典」が催され、終了後の「大懇親会」では他支部との交流を深め、楽しい時間を過ごすことができました。翌日のスポーツ大会は「ホタテ釣り大会」。釣り針で開いているホタテの口に針をひっかけ、口が閉じたところを引き上げるのですが、意外と難しかったです。下北支部は10支部中4位、なかなかの検討です。皆さんお疲れ様でした。来年は弘前です。多数のご参加をお願いいたします。



●建築士法改正

建築士法の改正が行なわれ、平成27年6月25日に施行されました。（日本建築士会連合会のHPをご覧ください）

■ 書面による契約等による設計等の業の適正化

- ① 当事者が対等な立場で公正な契約を行なう契約の原則を規定化【22条の3の2】
- ② 延べ面積300㎡を超える建築物について、書面による契約締結の義務化【22条の3の3】
- ③ 延べ面積300㎡を超える建築物について、一括再委託の禁止【24条の3】
- ④ 国土交通大臣の定める報酬の基準に準拠した契約締結の努力義務化【22条の3】
- ⑤ 設計業務等に関する損害賠償保険の契約締結の努力義務化【24条の9】

■ 管理建築士の責務の明確化による設計等の業の適正化

- ① 管理建築士の責務を下記のとおり明確化【24条】
 - ・受託する業務等の選定 ・業務の実施者の選定 ・提携先等の選定 ・事務所の技術者の管理
- ② 建築事務所の開設者に対する管理建築士が述べる意見の尊重義務化【24条】

■ 免許証の提示等による情報開示の充実

- ① 建築主からの求めに応じた免許証提示の義務化【19条の2】
- ② 建築士免許証の記載事項等（定期講習の受講履歴、顔写真）に変更があった場合の書換え規定の明確化【5条、10条の2の2】

■ 建築設備士に係る規定の整備

- ① 法律上に「建築設備士」の名称を規定化【2条】
- ② 建築士が延べ面積2,000㎡を超える建築物の建築設備について建築設備士の意見を聴くことを努力義務化【18条】

■ その他改正事項

- ① 建築士事務所に係る欠格要件及び取消事由に、開設者が暴力団員等であることを追加【23条の4】
- ② 建築士に対する国土交通大臣・都道府県知事による調査権の新設【10条の2】
- ③ 建築士事務所の所属建築士を変更した場合の届出義務化（3ヶ月以内）【23条の5】

●建築基準法改正

建築基準法の改正が行なわれ、平成27年6月1日に施行されました。（日本建築士会連合会のHPをご覧ください）

主な改正点について概要をお知らせします。

- ① 木造建築耐火関連基準の見直しについて
- ② 構造計算適合性判定制度の見直しについて
- ③ 新技術の円滑な導入に向けた仕組みについて
- ④ 仮使用承認制度における民間活用について
- ⑤ 既存不適格建築物の移転について
- ⑥ 老人ホーム等の容積率制限の合理化について

今回の改正で申請書の様式が新しくなりました。

- ① 2面に記載欄が増えます
- ② 3面は容積率算定関係が追加されます
- ③ 4面の耐火種別が選択式になります
- ④ 6面が登場

●第58回建築士会全国大会 石川大会のお知らせ

（一社）青森県建築士会では10月29日～31日（式典は30日）の予定で参加者を募っております。参加希望の方は7月23日まで下北支部事務局にご連絡ください。

●会員状況(平成27年6月30日現在)

会員数 70名

平成27年4月1日～6月30日 退会者：2名 入会者：4名